裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 開催日時

平成24年7月20日(金)午後4時00分から午後6時00分

2 開催場所

広島地方裁判所大会議室(南棟3階)

3 出席者

広島地方裁判所 刑事第2部総括判事 芦 髙 源(司会)

同 刑事第1部総括判事 伊名波 宏 仁

広島地方検察庁 公 判 部 長 瀬 戸 真 一

広島弁護士会 弁 護 士 沖 野 智 彦

裁判員経験者(1番)(60代 女性)

裁判員経験者(2番)(50代 男性)

裁判員経験者(3番)(20代 女性)

裁判員経験者(4番)(60代 男性)

裁判員経験者(5番)(60代 男性)

裁判員経験者(6番)(50代 男性)

裁判員経験者(7番)(60代 男性)

裁判員経験者(8番)(50代 女性)

4 議事内容

○司会者(芦髙裁判官)

裁判員経験者の皆様、本日はお忙しい中、意見交換会においでいただきましてありがとうございます。私は、広島地方裁判所の刑事2部で裁判員裁判事件の裁判長を担当しております芦髙と申します。本日は司会進行役を務めさせていただきます。それでは、これから意見交換会を始めさせていただきます。裁判員制度が始まって3年がたちました。広島地方裁判所でも、これまで77回裁判員裁判が行われまし

た。本日は,裁判員を経験された皆様から,裁判員裁判に参加した率直な御意見,御感想を語っていただき,これを国民の方々にお伝えすることがこれから裁判員裁判に参加する方々の不安や負担感の解消につながると考えております。また,検察官,弁護士,裁判官にとりましても,今後の裁判員裁判の運用の参考になることから,とても意義があることというふうに考えております。本日は限られた時間ですけれども,裁判員経験者の皆様の率直な御意見,御感想をお聞きしたいと思っておりますので,よろしくお願いいたします。また,本日は,皆様が疑問に思われるような点がありましたらすぐにお答えできるよう,検察庁,弁護士会,それから裁判所からそれぞれ1名ずつ参加してもらっております。それでは,一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

○法曹三者(瀬戸検察官)

広島地方検察庁の公判部長の瀬戸と申します。公判部長として、広島地検で扱っている裁判員裁判を初め、各事件の総括、マネジメント等を担当しています。本日はよろしくお願いいたします。

○法曹三者(沖野弁護士)

広島弁護士会所属の弁護士の沖野といいます。私のほうは、裁判員制度委員会の ほうの副委員長をしておりまして、今日、皆さんのお話を聞かせていただきまして、 今後の裁判員裁判の弁護活動について参考にさせていただきたいと思っていますの で、よろしくお願いします。

○法曹三者(伊名波裁判官)

広島地方裁判所刑事1部で裁判員裁判事件の裁判長を務めております伊名波でございます。一緒にチームを組んだ方もおいでになっておりまして、非常に懐かしい思いがいたします。今日は、裁判員を務められてある程度期間がたった上でという

ことですけれども、率直な御意見を伺えるのを楽しみにしております。よろしくお 願いいたします。

○司会者(芦髙裁判官)

それでは、早速皆さんに一言ずつお願いしたいと思います。まず、質問の一つ目なんですけれども、裁判員を経験された全般的な感想、印象などについて、一言ずつ頂きたいと思います。経験される前と後とでは気持ちや日常生活に何か変化はあったでしょうか。それから、裁判に対する見方ですとか印象などに何か考え方が変わったとか、そういうような点があったかどうかというような点について、お一言ずつ全員の方にお願いしたいと思います。それではまず、1番の方、お願いいたします。

○裁判員経験者(1番)

裁判員を経験して、すごい重責だったという感想が一番です。それと、経験後に変わったことというと、人に対する物の言い方とか言葉遣いなど、なるべく気をつけなきゃいけないなということをすごく感じるようになりました。

○裁判員経験者(2番)

私は、虐待に関わるような事件だったもんですから、自分自身の子育てがひとまず終わって、こういった問題は、ニュースでも目にすることはあっても、私たちの、自分の周りに具体的な問題としてあまり意識できてなかったんじゃないかと思うんですけども、今回こういった機会を頂きまして、本当に具体的に、現実の問題として、こういったような状況が世の中であるんだなということを改めて考えさせられたという、そういうことをつくづく思いました。

○裁判員経験者(3番)

初めは、選ばれるのがすごく嫌だったんですけれど、実際自分が選ばれてみて、 ほかでは経験できない、よい経験ができたというのが第一だったので、参加できて よかったと思います。

変わったことは、裁判員に関して全く興味がなかったんですけど、テレビでも、ニュースを見るたびに、やっぱり自分の中で、自分が経験したことだったので、若干興味がわいてきたと思います。

○裁判員経験者(4番)

今,3番の方も言ったんですけど、テレビで今までは判決の裁判官の映像が映って、結果というか、判決がおりたということぐらいで、重大な事件のときは関心があったんですけど、普通のときは結果だけでそれほど関心がなかったんですけど、これに参加して、やっぱり、ニュースに対してもより関心を持ち、裁判員はこういう意見で、こうなったんかなというような感じを考えることもできました。

それとあと、テレビで裁判官が映るんですけれど、あの高さが、実際、最初に法 廷に入ったときに、その高さに驚きました。今、ここの時点では同じレベルなんで すけれど、法廷を俯瞰するような、こうしないと法廷が理解できないのかなという ような、何かすごく高い位置に立ったという印象がありました。

○裁判員経験者(5番)

私の場合の事件はマツダの関係の事件だったんですが、裁判員になる前には、ニュースでいろいろ情報が入っておって、あんなことをするんだったら死刑だろうなとか、極論であったんですが、やはり、いろいろ評議の中で、自分の経験上、理解できない行動を起こすと、だけど、いろいろ証人の方とか本人の申立てあたりを聞くと、やはり被告人は被告人なりの立場での犯行の動機というのがあるんだなという、非常に、今まで自分の人生の生き方の中で、人の立場でどのようになるかとい

うのを真剣に考えたことはなかったんですが、この裁判員に選ばれて、事件を担当 して、非常にやはり人の意見は聞かないといけないなというふうなことを痛感して おります。それと、先ほど来から出てきておりますように、裁判に対しての関心が 非常に強くなったということは実感いたしております。

○裁判員経験者(6番)

私は、保護責任者に関係する事件を扱ったんですけども、まず、この裁判員に自分は本当になっていいものかなという感じを受けたんですけども、経験として、おられる伊名波裁判長のもとで一緒に話合いをしたんですけども、いい経験をさせてもらったと思ってます。裁判員になってどう変わったかというたら、やっぱりこの保護責任者に関する事件を扱って、やっぱり兄弟愛というもの、子供が2人おるんですけども、その子供に対して、保護責任は確実にやっていこうなんて思っています。

○裁判員経験者(7番)

裁判員に選ばれたら、一度は時間がとれるならやってみようと思っておったんで、実際にやって、裁判員裁判の目的である、普通の人間の常識を裁判に反映するという意味では少しは役に立ったんじゃないかなという気持ちで、一応経験した感想はそういうことなんですけども、もう一つ、裁判員の仕事の中で、最後のほうで、犯罪者の服役する目的というのは何だろうかと、刑期を決めるのにですね。なぜそんなことを言ったかというと、裁判員全員が犯罪者の更生ということを非常に重く考えておったんですけども、裁判官の方に伺うと、どうも、罪を償うということで全て考えるという、ちょっと、現在の日本の司法制度の中では、犯罪者の更生というのは実質的にはあまり考えられてないのかという意味でちょっとがっかりした記憶があります。

○裁判員経験者(8番)

私も、やはり3番の方と同じ意見で、経験する前は、こちらに出向きながらも、 ぎりぎりまでやる気は全くなく、当たらなければいいなということを常に思ってお りました。しかし、体験した後は、やはり必ず司法とか、そういう制度にとても興 味を持てるようになり、やはり新聞を常に目を通して、何か、自分がすごく高めら れていったかなと、いい経験になりました。

○司会者(芦髙裁判官)

ありがとうございました。それでは、次の事項に移りたいと思います。審理の日程ですとか、あと、審理の分かりやすさという点について、それぞれ御意見を頂きたいと思います。裁判所においでいただく全日程について、事前に職場ですとか家庭の中でどのように調整されたでしょうか。審理日程について、日数の長さですとか、あと、日程の組み方、実際に審理に関与してみて、どのように感じられたでしょうか。今回、裁判員経験者の方は、4日程度で審理期間が終わった方もおられますし、そのほかには結構10日以上、一番長い方は28日間という非常に長期の審理を経験されました。それぞれいろんな御苦労、御感想があったかと思います。その点について御意見を頂きたいと思います。それでは、まず1番の方、よろしくお願いいたします。

○裁判員経験者(1番)

最初,すごく緊張して,少し体調を崩しました。でも,審理が月曜日,火曜日とあって,水曜日がお休みで,木曜日,金曜日とありましたので,間に休みがあったということはとてもよかったと思います。私は主婦ですので,日程の調整とかというのは何も差し障りがありませんでした。少し早起きをすれば済むことでした。

○司会者(芦髙裁判官)

担当された事件は17日間ということで、実質4週間ぐらいだったということでしたかね。

○裁判員経験者(1番)

はい, 4週間です。

○司会者(芦髙裁判官)

大体審理は、週に1回は途中に休みなどが入ってたと、そういうことでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

はい、必ず週に1日、1週だけは通してありましたけれども、週に1日が、中が 休みで、それはとてもよい休養になりました。

○裁判員経験者(2番)

私の場合、たまたま仕事が、土曜、日曜が仕事なもんですから、ウイークデーは 比較的調整しやすいということもありまして、そういう意味ではあまり実害として はなかったように思います。長さは必然的に決まるんでしょうけれども、私の場合、 約2週間ということで、緊張感が保てるのがやっぱり2週間ぐらいかなというよう なとこで、最後は少し疲れておりましたけど、そういう状態でした。

○裁判員経験者(3番)

私の場合は、4日間という、多分、この中でも一番短い期間だったと思うんですけれど、仕事の都合上、どうしても選任の当日から4日間全て休みをとらなくてはならないという状態だったので、じゃあ、選ばれなかったから次の日仕事に出勤しますというのが、シフト制なので、ちょっと、どうしてもできなかったので、選ば

れてよかったというわけじゃないですけれど、ちょっと補償等も考えてほしいなというのがすごいありました。4日間は短い期間だったんですけど、私の中ではすごく長くて、やっぱり、日常生活に戻ることがすごくしんどかったです。

○裁判員経験者(4番)

私の場合は、日程の調整ということは特に問題ないんですが、審理の日程について、裁判員に選ばれて即午後から裁判に参加というんで、この日程が適正なのかどうかは全く分からない、この日程の長さがどうですかと言われても、初めての経験で、これが適正なのかどうか分からないんで、ただ、プログラムというか、審理の日程のとおりに行ったんで、これが長いのか短いのかというのはよく分からなかったと思います。

それと、特に、途中に休みがあるとかないとかいうのも、特に問題はなかったと 思いますけど、この審理の長さというのがよく分からないというか、これが適正か どうかはよく分かりません。

○司会者(芦髙裁判官)

今おっしゃったのは、裁判員に選ばれて、その日の午後から審理が始まるという のはやはり、非常に、なかなかしんどかったと、そういうことでしょうか。

○裁判員経験者(4番)

そうです。

○裁判員経験者(5番)

私の場合は、選ばれた当初から、今までに前例のない長い期間になるよと、45 日だということで、長いという、ある意味での先入観、ただ、長いと言われても、 短いのを経験したことがないので、どんなものかが全く分からなかったというのが

一番初めの思いです。

それで、裁判が始まって一番困りましたのは、やはり1週間ぐらいまで、裁判の たびに何を記録するんだろうかと、話される証人の方々の言われることをとにかく 一生懸命メモをして、メモをしても、言われたことで、やはり漏れてることがある と。それで、帰ってきてからは、評議の段階で、いろんなことを、どういうことが あったのかとか、話をする中で、聞き違いとか、いろんなことが分かってくると。 それで、やはり、1週間ぐらいしてやっと、ああ、こういうことをポイントで記録 せんにゃいけんのじゃないかなとかいうのが分かり出したと。やはり、先ほどの話 もあったんですが、1週間ぐらい、非常に精神的に疲れが出て、体力には自信があ ったほうなんですが、朝起きて、疲れが残ってるという感じがありましたね。10 日ぐらいから非常にもとの体調に戻りまして、やはりテクニックも要るんだなとい うふうに痛感いたしましたね。ですから、やはり裁判員に決められて即始まるとい うのは,やはり精神的に皆さんかなり負担じゃったんじゃないかなという気がしま す。それで、私がちょっと聞きたいのは、私の場合は45日という期間があって、 実際に携わったんが28日とかいう日にちだったんですが、4日とか5日で終えら れる方々の、ちょっと、どんなんだろうかと、私らの場合では、とてもじゃないが、 そんな日にちで刑期を決めるようなことは多分できてないと思うんですよ。1週間 ぐらい何してええか分からんかったのが事実ですから。そこらあたりは逆に御意見 を聞いてみたいなと思います。それと、期間が長いとか短いとかいうのは、僕はあ まり、内容が違うのに論じるべきじゃないなと。逆に僕が被告人だった場合には, もっと真面目に時間かけていろんなことも聞いてほしいし、審理してほしいと思う んですよ。ですから、長いとか短いと、こういった御質問をなさること自体が僕は ちょっと理解できないなと。我々の場合、証人だけでも何十人という膨大な人が出 てきておられますし、被害者も二桁の人数の方が被害者で出ておられるというふう なことですんで、その事件事件によって、短いとか長いとかいうのは、中身でもの すごい変わってくると思うんですよ。だから、このようにいっぱい人からあれで、

長いんですか、短いんですかというのがいろいろ記事やなんかで出ると、長いんかなとか、分からない人は先入観を持つんじゃないかなと思うんで、そこらあたり、マスコミの方もいらっしゃってるんで、記事の書き方はいろいろ注意してもらいたいなと思います。

○司会者(芦髙裁判官)

貴重な御意見、ありがとうございました。

○裁判員経験者(6番)

私は3交代をやってたんで、月曜日から金曜日、13日間あったんですけども、 福山のほうから、遠いとこから広島へ来て、新幹線に乗ってきよるんですけども、 毎日朝早う起きて、新幹線に乗って裁判所まで行くのはちょっと大変だなって思っ たんですけども、途中から裁判所の近くにあるホテルへ、10日ぐらい泊まったん ですかね、それで、3交代をやってるんで、終わったら土曜、日曜日は仕事をして、 それで月曜日から金曜日はまたこの裁判所へ来るという感じで私はやってきまして、 ホテルに泊まり出してから、体自体はそんなに無理はないかなって思ったんですけ ども、日程として、13日間というのは、この事件を扱って、適当だったんじゃな いかなと私は思ってます。それで、討議もよくしたほうですので、大変よかったと 思います。

○裁判員経験者(7番)

日程,私の場合は5日間だったんですけど,特に問題なく,調整とかなんかというのは特に問題はありませんでした。それで,先ほど,5番の方が,短い審理日程でもできるのかしらという質問でしたけど,振り返ってみると,裁判員の方,皆さん適切な裁判をされたと私は自信を持って言えます。

○裁判員経験者(8番)

私の場合も、日にちの調整は必要なかったので、4日間でした。4日間、最初は 長いと感じましたけど、今、やはり5番の方とかの意見を聞きまして、やはり、4 日間というのはあっという間の4日間だったように、今終わってみると思っていま す。しかし、これは家族の協力あってこその4日間だったと思っております。

○司会者(芦髙裁判官)

どうもありがとうございました。それでは次に移りたいと思います。検察官や弁護人の主張、これは審理の途中の、最初の冒頭陳述ですとか、それから、審理の一番最後、論告や弁論ですね、これは十分理解、皆さんできたでしょうか。もし、非常に理解しにくい点があったとすれば、それはどういうようなところが理解しづらいというふうに感じられたでしょうか。この点についても、特にちょっとこの点はというようなことがある方にお聞きしたいかと思います。じゃあ、まず1番の方、何かこの点について御意見がございますでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

先ほどから出てますけど、裁判員に選ばれてすぐ法廷に出るために、すごい私は緊張いたしました。冒頭陳述がそのときあったのは本当によく覚えてないというのが現実です。だんだんに少しずつ分かるようになってきたということです。

○裁判員経験者(2番)

裁判員制度の中で、検察官の方も弁護人の方もかなり、私たちが分かりやすいような形でお話をしていただいたんじゃないかなという、かなり工夫しておられるなというのは伝わってまいりました。

○裁判員経験者(3番)

私も、選ばれた日の午後からもう裁判が始まってしまって、ほとんど緊張と、あと、何をしていいのかが分からず始まってしまったのと、裁判の知識がほぼゼロの 状態で臨んだので、分かりやすく話をしてくれているとは思うんですけど、言葉自 体が初めて聞くものがほとんどだったので、ちょっと、理解するのが大変だったな という印象がありました。

○裁判員経験者(4番)

私の場合、弁護人から最初、被告人は広島弁を話しますかというようなことを質問されたときに、この殺人事件の裁判で、被告人が広島弁を話すかどうか、全く関係ないことを質問するなというような印象がありました。それで、最終的には、流れの中で、このために広島弁を話すかどうか聞いたんだなということが分かったんですけど、やっぱり、裁判の手続も全く分からないものを、いきなり弁護人が、被告人は広島弁を話しますかというんで、全く関係のない質問をするので、違和感があったのが印象にあります。

○裁判員経験者(5番)

証人の方や、検察官や弁護人もですが、聞き取りにくいことが結構あったように思います。それと、検察官と弁護人というのは相対して、それぞれ被告人の弁護をしたり、罪状を決めたりするんでしょうが、何か、テレビドラマやなんかで今まで見てる、特に外国の陪審員あたりなんか、弁護人にしても検察側にしても、非常にいろいろな、被告に対し質問したりすることが、素人目で見て、非常に分かりやすいようなのがドラマではあるんですが、こう言っちゃ失礼なんですが、何か、検察官にしても弁護人にしても、何か、もう少し質問する内容を変えて、やはり我々裁判員として、ああ、なるほど、そういうこともあるんかとか、分かるような質問をしてほしいなと痛切に感じました。一辺倒な形で、今までの裁判員裁判でないやり

方のように、ベテラン同士で分かるようなやり方をなさってたんじゃないかなというのはちょっと感じました。やはり、もう少し、実際に出てきてる資料自体も、もっと、こんなもんがあるんじゃないかとかいうようなことで、裁判官の方にも、こんな資料はないんですかと言ったら、いや、今出されてる中で、我々はそれをよく判断して決めるんだというふうに御指導いただいたんですが、何でこんなもんがないんだろうかと素人で思えるような形でいろいろな話が進んでいったという部分もあったように思います。

○司会者(芦髙裁判官)

今, そういう, 証人尋問のやり方とか, あと, 証拠調べのやり方についての御意見だったかと思うんですけど, 例えば, 当事者双方の主張, 最初, 審理の冒頭に戦わせますよね。あのあたりというのはいかがだったでしょうか。内容的に分かりやすかったですか。

○裁判員経験者(5番)

そうですね、初めのときは、先ほども話があったんですけど、第三者として裁判所へ行って傍聴したことはあるんですが、実際に自分が裁判員として被告の罪状をいろいろ決めたりとかするのに携わってるというので、本当に緊張するのが一番初めですね。それで、これから我々は何をするんだろうかと、話を聞いて、罪がどの程度、本当にいろいろ検察側の言うことと弁護側の言うことが、被告に対してのいろんなこと、事実を話されるんだろうなと思ってるんですが、やはり、聞いていると、証人の方の、我々の場合、ちょっと期間が長かったせいがあるんか知りませんが、証人の方の記憶もちょっとうろ覚えのような感じで、本当にこんなことで証言になるんだろうかなとかいうふうなことは感じました。

○裁判員経験者(6番)

私の場合は、とにかく座って被告人を見ながら聞くわけですけど、検察官側が訴えることは分かるんですけども、被告人の弁護人が、私の場合3人おったんですかね、それぞれその弁護人が訴えることがあまりよく理解できなかったということのほうが私は多かったように思います。最初のときは、私があがっている状態だったし、よく聞き取れなかったのかも分かりませんけども、日にちがたつことによって、ああ、弁護人はこういうふうなことを訴えてるんだなということは後半からじっくり分かってきたなというところです。

○裁判員経験者(7番)

実際の裁判員裁判のときにも申し上げたんですけど、司法に限らず、どの業界でもある話ですが、専門用語ですね、私が当日質問したのは、法廷で質問したのは、刑務所での犯罪だったんで、刑務官の職務の用語が、2文字の漢字でしたけど、どう書くんか全然分からんような用語でした。そういう専門用語、多分、私の関わった裁判ではさほど難しいのはなかったですけど、司法関係の専門用語があるのならば、もっと裁判員でも分かるようにきちっと説明していただくほうがいいんじゃないかと思いました。

○裁判員経験者(8番)

やはり、今、先に皆さん言われたように、最初の日はまだちょっと十分に理解は できませんでした。評議室に戻って、ほかの方の言葉のかみ砕きだとか、そういう 砕いた物の言い方をされて初めて自分で理解ができてきたと思っています。

○司会者(芦髙裁判官)

ありがとうございました。それでは、次の質問事項に移ります。それぞれ証拠調 べの中には、証拠書類があったりとか、あと、証人などもあったかと思います。そ の分量がどういうふうに感じられたでしょうか。ほかの事件を見てないのでよく分からないというようなこともあるかと思いますけれども、先ほどちょっと、何か足りないんじゃないかというようなことも感じたというような御意見もありました。皆さん、実際に担当された事件はどうだったでしょうか。同じような証拠が多くて、何かこう、混乱してしまったとかいうようなことはなかったでしょうか。逆に、こういう証拠があればいいのに、なぜないんだろうかというようなことで、非常に疑問に感じたというようなことはなかったでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

ちょっとよく分かりません。

○裁判員経験者(2番)

証拠の分量ということになれば、先ほど来、御意見がありましたように、用意されたものの中で判断するという意味で言うと、どのぐらいが適切だったのかというのはちょっと分かりかねるんですけれども、証拠自体が、私たちの場合は解剖所見等が出てきまして、かなり、そういう意味で言うと、皆さんが証拠をもとにしてお話をするときに、少しだけでもそういった知識がある人とそうでない人のギャップというのはあったのかなというふうに思います。

○司会者(芦髙裁判官)

恐らく,2番の方が担当された事件はそういう虐待の事案で,結構周りの家族とか,あと,近所の方とか,そのあたり,どう見ていたのかというような点については何か,もう少しほかの人の話もあったほうがよかったんじゃないかとか,何かそのあたりは感じられたようなことはなかったでしょうか。

○裁判員経験者(2番)

ほかの人の話というのは、証人としてという意味でしょうか。

○司会者(芦髙裁判官)

そのあたり、特に感じられなかったですか。

○裁判員経験者(2番)

そうですね、特にそこまでは感じておりませんでした。

○裁判員経験者(3番)

分量的にというのはちょっと分からないんですけれど、防犯カメラの映像や写真など、証拠写真などを追うのに必死で、見て理解するというのがちょっと難しかったかなと思いました。

○司会者(芦髙裁判官)

たしか、担当された事件は複数の事件があったんでしたかね。

○裁判員経験者(3番)

はい, そうです。

○司会者(芦髙裁判官)

それで、それぞれの事件で、何かそういう、防犯ビデオの映像とかがあって、それは結構断片的なので、どういうふうにつながっていくのかというのがちょっとなかなか理解しづらかったと、そういうことでしょうか。

○裁判員経験者(3番)

はい。もうちょっと前に説明をしていただいたりとか、見てる最中にも説明を細かくしていただけたらもう少し分かりやすかったかなというのはあります。

○裁判員経験者(4番)

私の場合、証拠で精神鑑定、検察官と弁護人の、おのおの精神鑑定が証拠書類として出されたんですけど、実際聞くと、提出されたのは100ページくらいの分厚い鑑定書で、それを短い間に鑑定した人が説明するんですけど、正しいとか正しくないとかいう判断はもちろん分からないんですが、更に加えて、精神鑑定のテクニカルな言葉か、そうしたあれも分からないし、薬とかいうのも全然、この精神鑑定のことについてはほとんど理解ができなかったような感じがしています。やっぱり精神鑑定という証拠書類というのは何か難しいんじゃないんかという印象がありました。

○裁判員経験者(5番)

今,4番の方がおっしゃったように,私の担当した裁判でもやはり精神鑑定ということがありまして,鑑定人の方が2人証人に出られたんですが,言われることはやっぱり,精神鑑定の学説的にそれぞれのことを述べられるんですが,ちょっと相反することがあるときに,1対1での話なんで,どっちを支持すればいいのかは非常にやっぱり悩むということがありました。それと,証拠書類の量が多いか少ないかというのは,先ほどもちょっと話したんですが,もう少し,弁護側にしても検察側にしても,もっと出せる資料が本当はあるんじゃないかなと,裁判員として,ああ,こんなものがあれば,ああ,なるほどなと,だったらこうだなと。例で言いますと,自首が成立するかどうかという例があったんですが,証人の方の話では,記録はあるがという話ですが,出てきてないと。だから,時間が自首の非常なポイントになってるのに,そこらあたりの記録があれば,我々が,裁判が済んで,あと評

議するときに、要らない時間をかける必要もないんじゃないかなというような、なぜそんなものが、我々素人でも、記録を出せば、ないんだったらないで分かるけど、あるんかないんかよく分からないというふうなことがありました。ですから、やはりいろいろ弁護人と検察側の意見が違ってるときには、やはりそれなりの、裁判員が判断できるような資料はもう少しそろえていただけないかなと。できれば、こんなもんはないんですかと、あれば出してくださいと裁判員からでも言えるような制度にしてもらえれば非常に判断がしやすくなるんじゃないかなと思います。それともう一つ、これは非常に過激な意見と思うんですが、こうやっていろいろな証人あたりの意見を聞いてるんですが、もう裁判が始まる前から、逆に言えば、弁護側は、自分たちの精神鑑定による責任能力がないということを覆された場合には必ず控訴するぞということを事前に感じ取れるようなことがあるわけですね。だったら、我々が裁判を真面目に考えて、一生懸命ここでやってるのは何なんだろうと、裁判をやってる途中で非常に腹立たしさを感じました。

○裁判員経験者(6番)

証人の、いろいろなところの証人というのがいっぱい、たくさん出たんですけども、一番肝心な、被害者が亡くなられたときの1か月前の被告人たちの行動という証拠とか証人の数がちょっと少なかったんじゃないかなという感じは受けました。 我々裁判員としては、やっぱり、死ぬまでの間の1か月前はどうだったんだろうかという、物的、被告人の行動の証拠というものがまだたくさんあれば、結論というか、刑を決めるのが容易だったんじゃなかったのかという気持ちはありました。

○裁判員経験者(7番)

今,5番,6番の方と同じ意見なんですけど,やはり,常識で考えて,こういう 証拠がもっとあったらなというのは私も感じました。私の関わったのでは,やはり 精神鑑定があったんですけど,精神鑑定そのものの,お医者さんの,精神科医の鑑 定の説明はそこそこ理解できたんですけれども、それ以外に、被告人のほうがよく本を読んでるという話があって、それが被告人自身にどういう影響があったのかというのは、その本の内容を少し吟味すれば何か影響が分かるんじゃないかなというのが裁判員たちの間でちょっと話題になりました。それで、裁判員裁判というのを円滑に短い期間で済ませようと思ったら、公判前整理手続というので、何でももう決めてしまって、証拠も弁論も日時を決めて短くやってしまおうとされておるからかどうか知りませんが、そういうものとの絡みですけれども、証拠というのは、やっぱり、裁判員として我々がやるときに、非常に重要な要因だろうという印象を受けました。

○裁判員経験者(8番)

私の事件においては十分だと思いました。

○司会者(芦髙裁判官)

それでは、ちょっと時間が押してまいりましたが、担当された事件の中では、証 人尋問よりも、結構供述調書の朗読が長かったというような事件を担当された方も おられたかと思います。その供述調書で、事件の内容というのは十分に実感できた でしょうか。供述調書ではなくて、直接本人に確かめてみたいというふうに感じら れたようなことはなかったでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

長過ぎても、発音とか言葉遣い、きちっとはっきり言っていただければ割と長く 感じることはありませんでしたけども、聞こえにくかったりということが、すごく 私らもいらいらする、何をお聞きになりたいのかというのがちょっとよく分からな かったりしたことがあります。これは供述調書ではありませんけども。

○司会者(芦髙裁判官)

証人尋問とかのときですかね。

○裁判員経験者(1番)

はい、そうです。本人に確かめてみたいと感じたことはちょっとよく覚えてません。

○司会者(芦髙裁判官)

今日来られてる中で、この供述調書の読み上げが結構長くて、これがちょっと大変だったとか、あと、供述調書の読み上げって、一体どれだけ、どういうような意味があるんだろうかとかいうようなことを感じられたというような方はおられないでしょうか。

(裁判員経験者から特に意見は出されなかった。)

○司会者(芦髙裁判官)

それでは、今、先ほどもちょっとお話が出てましたけれども、証人尋問の意図ですとか被告人質問の意図について、争点とどのように関わってるのかちょっと分かりづらかったとか、あと、質問自体が非常に長過ぎて理解しづらかったとか、逆に、時間が短過ぎて、非常に足早に過ぎていってしまったというような印象を抱かれたような、そういうことはなかったでしょうか。それでは、2番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者(2番)

私の場合は、法廷の中だけのやり取りではなくて、むしろそれを持ち帰って皆さ んと整理をしながらいろいろお話をするわけで、そういう中で、いろんなことがま た分かってくるということがありましたので、確かに法廷の中だけのやり取りで言えば、部分的にはそういうようなところもあったかもしれませんけども、全体を通しては特に問題としては感じませんでした。

○司会者(芦髙裁判官)

3番の方は、事実関係については争いのないという事件でしたので、ほとんど証拠書類の取調べが多かったというふうに思います。あと、被告人質問ですとか、あと、情状証人の方の証人尋問などありましたよね。あの点などはどういうふうに感じられましたでしょうか。

○裁判員経験者(3番)

被告人質問に入るまでの時間が短すぎて、被告人質問が終わってから、もっとこれを聞けばよかった、あれを聞けばよかったというのが出てきてしまって、もう少し考える時間が欲しかったです。

○裁判員経験者(4番)

初めての経験なんで、長いとか短いというのがよく分からない、実際問題、だけ ど、一応私の残っとるのは、今、皆様言っとるんですけど、被告人の言葉が聞き取 りにくかったというのが印象に残っています。

○裁判員経験者(5番)

私が担当した事件は、車で被害者が後ろからはねられてるという方ばっかりなんですね。それで、そういう、被害者の証人としてどうだったかというのが出てくるんですが、後ろからはねられてるから何も本人さんは分かってないのが多いんですよね。そういうのがずっと被害者の証人としての話が来る、そういった中で、我々は、逆に言えば、被害者より、誰か見てる人がいてどうだった、こうだったという

ことの証人がたくさん出てきたらもっと判断しやすいんじゃないかなとか、後ろからどんと来て、気付いたらどこへ転がっとったというような話ばかりで、本当にどうだったかというのを、これは推測するしかなくなって、推測ではいろいろなことで裁判にはならないんで、事実で話をしろと言われて、事実は飛ばされたんだなと、後ろから来て、けがしてるから、どっちから来たんだろうで、だろうではだめだというようなことで、非常にそこらあたりがまどろっこしいなというふうには感じました。

○裁判員経験者(6番)

私の場合は13日間だったんですけども、検察官側からする質問とかということについてはよく理解できてたんですけども、被告人に対しての弁護人の質問が、何か、ここ、3人の弁護人が次々と長ったらしく質問してるときがちょっと長過ぎるんじゃないかなとかいうことは特に感じました。検察官側は、我々裁判員というのに分かりやすく質問してたし、逆に言えば、もうちょっと長く質問すればよかったんじゃないかなという気持ちはありました。

○裁判員経験者(7番)

私の関わった事件では、ほかの方の話にもちょっと出てきましたが、被告人がちっちゃな声でしゃべって、よく聞き取れないんですね。それで、赤かぶ検事の作家の和久峻三なんかの小説とか、それからテレビで見る裁判の法廷の場面なんかで見るのと違って、被告人というのは全然しゃべらんもんだなという印象を受けました。多分、だけど、弁護人にしても、検察官にしても、もう少し何か工夫のしようがあるんじゃないかなというふうに感じました。

○裁判員経験者(8番)

私の場合は、被告人が何を言ってるのか、何が言いたいのかちょっと分からなか

ったことが多かったです。それと、本人に確かめてみたいと感じたことはなかったですかというところなんですけど、これはちょっと、とても心証が悪かったので、 そういう、本人と目を合わすこともちょっとできなかったのが事実です。

○裁判員経験者(5番)

すいません、今の、言い忘れとったんですが、本人に確かめてみたいと感じたことというのは、裁判のときには気付かないんですよね。いろいろ動機を追及したり、いろいろ、評議に入って、裁判所の人たちといろいろ指導を受けながらやってる中で、だったらこういう質問しとけばよかったなというのは評議の期間に入って出てくるのが多々あったように自分では感じております。

○司会者(芦髙裁判官)

はい、ありがとうございます。それから、今回、裁判員経験者の中には、被害者の証人尋問ですとか、それから、被害者が意見陳述をされると、そういうような審理を担当された方もいたかと思います。そのような意見陳述ですとか被害者の証人尋問などを聞いて、どのように感じられたでしょうか。そのあたり、何か御意見いただけるでしょうか。これは、実際担当された方は、まず1番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

立場によって全然感じ方が違うというのはよく分かりました。やっぱり、被害者側はできるだけ刑を重くって主張されましたし、被告人は無罪を主張された中での法廷だったんですけども、それが一番難しい問題だなというのを私は強く感じました。

○裁判員経験者(5番)

被害者の、実際に被害を受けた写真とか、その後、証人で出てこられて、その容 姿ですね、片目が見えなくなってるとか、そういうのを見ると非常に痛々しいので、 それで、やはり重い罪にしてほしいとかいうのはよく分かるんですが、その中で、 罪状をどの程度決めていくかの中で、やはり、指導を頂いたのは、非常にいいこと だなと思ったんですが、人間はやはり人情があって、被害者とか遺族の方が話され ることは、実際に裁判の場所でも涙が出てくるようなことがあります。だけど、裁 判官の方からお話があって、だけど、身寄りのない人が殺されたときとか、被害者 が実際殺されて何も言えないとき、誰かがその人にかわって言えないときにはどう なんだろうかという話があって、なるほどなと。やはり被害を受けた人が、どう言 うか、述べ方が上手でとか、ある意味、失礼なんですが、演技で非常に感情がこも ってると、裁判員というのはやはり心打たれるんだろうと。だけど、実際にそうい う方がいない,実際に殺されていて,誰も身寄りがいない,被害者遺族の人も何も 言えないときにどのようになるんだろうかなということから、やっぱり冷静に物事 を判断しないといけないんだなというのが実感です。それと、先ほどもちょっと言 ったんですが、何せ被害者が膨大おられて、同じようなことを、さっきも言ったよ うに、後ろからどんとやられた、気付かんかったというようなことばかり、同じよ うなことが、だけど、非常にけがの軽い方とひどい方、亡くなった方もおられたん ですが、そういった方で、私も裁判のときに、裁判員になってるというのを聞いて、 周りの人らから、あんなのは死刑だよとか、被害者の立場に立ってみろとか言われ ていたんですが、やはりいろいろ、裁判員で、裁判所の人たちの話も聞きながら、 いろいろ,ああ,そういう見方をせんにゃいけんのじゃないかなとかいうことで, やはり、被告人をかばうわけじゃないですが、被告人は被告人での立場もあるんだ なというのが非常に分かってきたというのが実感でございます。

○裁判員経験者(6番)

被害者の関係者が裁判中に激怒して、仕返しするとかという、大きな意味を持ったようなことを言われてたんですけども、実際、私がその立場になったときに、やっぱり全く同じことをしてしまうんじゃないかな、言葉を言ってしまうんじゃないかなという気持ちは大きく持ちました。本当、自分がそういうふうな、同じ立場になったときに、本当に冷静に自分はいられるだろうかなという気持ちは多くありました。

○裁判員経験者(7番)

被害者の証人尋問や意見陳述、私の場合もあったんですが、特に感想はありません。

○司会者(芦髙裁判官)

それでは、評議の点についてお伺いいたします。評議では十分に自分の御意見というのは述べられたでしょうか。あと、評議の時間ですが、ちょっと短すぎるとかいうような点はあったでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

時間的には、裁判官の方が上手に私たちの意見を聞き出していただいたこともありますし、分からないことはよく考えて本当に分かりやすく説明していただいたり、だから、時間に関してはよかったんではないかと思います。

○裁判員経験者(2番)

私もその点は十分に意見交換できたんじゃないかなというふうに思ってます。

○裁判員経験者(3番)

評議の時間に関しては、ちょうどいいぐらいの時間だったとは思うんですけれど、 私が担当した事件というのは強制わいせつの事件だったんですけど、女性の裁判員 の方がほかにいなかったんで、男性に囲まれて評議をしていたので、言いにくい言 葉も結構評議中に言わなきゃいけないということがあって、それがちょっとしんど かったです。

○裁判員経験者(4番)

評議する過程で、判例というんですか、あれを参考にして、裁判員各自意見が出た中で、それで、あと、判例集というのを見て決めるということになるんですけど、それで、もし裁判員ばっかしだったらけんけんがくがくになって、ある面じゃあ決めにくいのを、やっぱり判例で参考になったということと、やっぱり裁判官、法律のプロがいい具合に誘導というんか、してもらって、評議はええ具合にいったんじゃないんかと思います。

○裁判員経験者(5番)

我々の事件では、逆に言えば、裁判官の方々がある程度苦労されたんじゃないかなと思います。なぜかというと、非常に裁判所の人から上手に裁判員の考え方を引き出すように仕向けていただいたと。初めのうちはあまり物を言わない人も、やはりそういう雰囲気になってきて、こう言っちゃ何だけど、とてつもない意見まで、我々が聞いて、何でそんなこと言うんだろうかというようなことまで言う人もいる、出てきて、そういった中で、自由に物が言えたなと。だから、実際に、ああ、裁判所の人らというのは堅い人ばっかりだなという印象があったんですが、我々を担当なさった三人の方々は、非常に、自分たちの意見をあまり出さないで、どう思うかというのを、補充裁判員の方々にも仕向けていかれて、それを克明に白板に書かれて、こういう意見が出てるけど、こっちとこっちを結びつけられるんだなとか、あ

あ、なるほどなとか、非常に動機を決めて、こういった動機だったなとかいうふうな、まとめていくときに、非常にうまい具合に指導もしていただいたし、意見を述べるように仕向けていただいて、非常によかったなと思っております。

○裁判員経験者(6番)

私も同じで、伊名波裁判長がとてもいい裁判長でしたので、討議は、私自身は一番よく意見を言ったほうじゃないかなと思うんですけども、時間はちょうど適当だったかなと思ってます。討議、結構私たち裁判員、補充裁判員もそうなんですけども、よくみんな意見を出してやったグループだと思ってます。

○裁判員経験者(7番)

十分自分の意見を言えましたし、評議の時間はむしろ長過ぎたように思います。

○裁判員経験者(8番)

やはり私も、裁判官の方にとても分かりやすい説明をしてもらえましたし、緊張 も取っていただけたように思いました。補充裁判員の方も含めて、8人が、ちょっ と言葉は悪いですけど、4日間拘束された状態で、連帯感が生まれ、皆さんといろ いろな分からない言葉とか、そういう事柄を把握することができたと思っています。

○司会者(芦髙裁判官)

それでは次に、守秘義務に違反するかどうか迷ったことがあるでしょうか。あるとすればどのようなことでしょうか。あと、裁判員候補者や裁判員の負担を少しでも軽くするために、今後、どのような点を改善すればよいと思われるでしょうか。何か御意見あればお願いいたします。

○裁判員経験者(1番)

私は、何もしゃべってはいけないかと思って、家族にも全然話さなかったんですけども、裁判長に質問したら、法廷であったことは何でもお話ししてくださいということでしたので、それからは少し話しするようになりました。それと、裁判員の負担は、私の意見としたら、刑はやっぱり法律の専門家である裁判官に決めてほしいというのが私の意見です。

○司会者(芦髙裁判官)

そのあたりというのは、やはり、量刑を決めるのは非常に、なかなか大変だと、 そういうような理由からでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

そうですね、やはり、私たちは普通の生活をしてきた者ですので、専門的にそういうことを勉強してないので、やっぱり、人を裁くということに関してはやっぱり専門的な立場の方がやっていただけたらいいなと思いました。ちょっと、私自身にとっては負担になりました。

○裁判員経験者(2番)

私も今の点については同感です。これも裁判長が御苦労されるところになるのかもしれないんですけど、いろんな意見が出て、それを一つの方向ヘリードしていくというのはかなり大変だろうと思うんですが、逆に、それも必要だろうという中で、やっぱり一定の方向性というものはお示しいただいてもいいのかなというふうには感じました。

○司会者(芦髙裁判官)

それでは、3番の方、何か、守秘義務ですとか、あと、裁判員の負担という点に

ついて何か御意見あるでしょうか。

○裁判員経験者(3番)

守秘義務に関して、正直、あまり、どこまで言っていいのか、言っちゃいけないのかというのが分からなかったんですけれど、やっぱり、自宅に帰って、ずっと裁判中、裁判のことで頭がいっぱいで、人を裁くことがこんなに大きいものなのかというのがあったんで、家族に相談とかもしたかった、相談ができたらもう少し自分の負担も軽くなったのかなというふうに思いました。

○裁判員経験者(4番)

私は、裁判員候補者から裁判員になるまでの期間が長かったというのと、裁判員に選ばれて、即裁判に参加するというんで、最低1日ぐらい、裁判員になって1日ぐらい、オリエンテーションのような時間があればいいんじゃないんかと思ったりします。それと、裁判員候補者に選ばれる、コンピューターで無作為に選んだというんですけれど、実際、世の中には裁判員になりたいという人も多分おるんだろうと思うんです。それで、その中で選ぶんでも、無作為に選ぶんでも、裁判員になりたいという人も、裁判員が6人おれば、3人ぐらいは、半分ぐらいは裁判員になりたいという人も裁判員に入れてしかるべきじゃないんかと思ったりしています。

○裁判員経験者(5番)

守秘義務につきましては、裁判長のほうから、法廷で話されたことについては話してもいいよと教えていただいていたので、非常に気は楽だったです。私の場合はちょっと特殊なんかもしれませんが、もともとが地方公務員で、仕事上の守秘義務というのは常にやかましく言われとったことがあるんで、特にそうだったんかもしれません。それと、裁判員候補者とか裁判員の負担を少しでもというんですが、これは、私の担当した事件で言えば、やはり、いろいろ期間も長いですし、犯行の現

場がマツダさんの広い工場全体ということで、非常に、場所的にも、車で人をはね て、後ろからはねていくというのはどういう形だったんかとかいうのがよく分から ないんで、やはり、ああいう長い裁判のときは、二、三日のオリエンテーションの ような形で、以前こんなのがあったんだとかいう形での、やはり予備知識的な、裁 判とはどういうもんかというのを勉強させてもらえればいいんじゃないかなと。先 ほど、事前に1日とかいうんですが、私の担当した裁判では、私は、ああいうんで あれば、二、三日かけてやっていただければ、初めのうちの1週間の精神的な苦痛 はなくなってるんじゃないかなというふうに思います。それと、やはり、裁判員に 決まってすぐ翌日からとか、その日からとかいうのはちょっと酷なように思うんで すね。やはり、それなりにちょっと時間を置いていただければいいんじゃないかな と。それともう一つ、特殊な例だったんですが、やはり、あれほどの大きな場所で、 車で走り回って人をはねたとかいうので、犯行の状況は現場をビデオで見せていた だくんですが、非常にビデオの視覚といいますか、視野が問題で、どこなんだろう かと、ここの場所だということでバツ印があったりとかして、地図でここだという んですが、実際にビデオで見て、どこへ当たったんだろうか、被害者はどこへぶつ かったとか、実際分からないというふうなことが多いんで、やはり、ああいうふう な場合には、現場に裁判員になられた方を案内してもらっとれば、もっと悩まんで いいことがたくさんあったように思います。

○裁判員経験者(6番)

裁判員の負担というか、私は、やっぱり人を裁くわけですから、負担を少しでも軽くするって、なってしまったら、私はしょうがないなと思うんですけどね。これは私一人だけがなるんじゃない、これはずっと、3万人からもうなってるわけですから、やっぱり、負担を少しでも軽くするって言ったら、それまでなっていた人は負担が全然なかったわけじゃないわけですし、選ばれたわけだし、やっぱり、そういう仕事だろうという気持ちでやるしか私はないと思うんですよ。負担を少しでも

軽くするという, じゃあ, 本当にどこまで今度はじゃあ軽くできるのかなって思う し, 裁判長なんかは特に負担はすごいと思うんですよ, 三百何十件やってきてるわ けですから。だから, 選ばれたら, 選ばれた人間はやっぱりそれに従事するべきだ と私は思います。

○裁判員経験者(7番)

守秘義務のほうについては特にありません。負担を軽くするにはというのについては、ちょっとよく分かりませんけども、選任の時期を早めに、前決めにしたほうがいいんかなとも思ったりするんですけど、その場合は逆の欠点もあるような気もするんで、特に名案はありません。ただ、今まで皆さんおっしゃったとおり、私の場合も、選任日と初公判と同じ日だったんですが、心づもりの上でも、仕事をちょっと整理する上でも、別の日にしてほしいなというのが感想です。

○裁判員経験者(8番)

守秘義務につきましては、裁判長のほうから説明を頂き、家族には話すことはできました。迷うことはありませんでした。それと、負担を少しでも軽くするにはというのは、やはり1番、2番の方と同じ意見で、やはりその当日、午後からすぐ法廷に入る、そういう負担というのはとても重荷でした。

○司会者(芦髙裁判官)

それでは、最後に、これから裁判員になられる方への、何かメッセージがあれば 頂きたいと思います。

○裁判員経験者(1番)

選ばれたら、やっぱり、国民の義務といいますか、一国民として、真摯にそのことに向き合って、自分の意見を出していかれたらいいんじゃないかと思います。

○裁判員経験者(2番)

裁判所に足を運ぶという経験自体があまり多くの人が経験したことじゃないと思うんですけども、そういう意味で言うと、非常に受入れのほうの態勢といいますか、職員の皆さん含めて、非常に丁寧な対応をしていただけるので、安心をして行っていただければというふうに思います。

○裁判員経験者(3番)

多分、嫌だと思ってる人がすごく多いと思うんですけど、さっきも言ったんですけど、ほかでは絶対に経験できないものが最後には待ってると思うんで、選ばれたら頑張ってほしいなと思います。

○裁判員経験者(4番)

一応,裁判員になって,精神的なストレスはすごいあるんですが,それ以上に, やっぱり,裁判に参加することで,最終的には法自体が,個人の尊厳とか,そうい うものを守るための法律であって,それに参加できることは,やっぱり主権者とし て,やっぱり,ストレスがあっても積極的に参加しなくてはいけないと思います。

○裁判員経験者(5番)

やはり、選ばれたからには、それなりに事件によっては人の命に関わることですし、私が経験した裁判員で、非常に投げやりな意見を述べる方もおられるんですね。だから、私はその当時は、やっぱり選ぶ方法はちょっと考えにゃいけんのじゃないかなと。無作為で、人の命に関わることを決める人を、何か知らん、さいころを転がして決めるようなことでいいんかなという考えは今もあります。やはり、被告人の立場からすると、ええかげんな人を決めてもらっちゃ困るんじゃないかなというふうに私は感じました。ですから、選ばれたら、やはり真剣に、本気でいろんなことを勉強しながらでもやはり自分の意見を述べてもらいたいなというふうに思いま

す。

○裁判員経験者(6番)

裁判員といって、恐れることはないと私は感じました。それで、とにかく呼出しが来たら必ず出頭するようにしてください。

○裁判員経験者(7番)

私が一緒に事件に携わった裁判員の方は、皆さん非常に常識があって、適切な判断を下されたと思いました。ですから、これから裁判員をやられる方も、自信を持ってやっていただきたいと思います。今日ここへ来て、裁判員を経験された方のお話を聞いても、皆さん立派に裁判員としての務めを果たされたんじゃないかなと思います。

○裁判員経験者(8番)

私も、法律専門家でない私にとっても、とてもよい勉強になり、経験になったと思います。そして今、7番の方が言われたように、今日この場に出てきて、ほかの事件の裁判員の意見や体験が聞けて、とてもよかったです。

○司会者(芦髙裁判官)

じゃあ, どうもありがとうございました。それでは, 最後に, 本日出席されている検察官, 弁護士, 裁判官からそれぞれ一言ずつ伺いたいと思います。

○法曹三者(瀬戸検察官)

いずれの裁判員の方々におかれても、真摯に評議をしていただきまして、ありが とうございます。本日お伺いした中で、検察庁としては分かりやすい立証等を心掛 けているとこですけども、当事者としてやっていると、なかなか見えてこない部分 もございまして, それについても, 今日, いくつか有用な御指摘を受けましたので, それを踏まえて, また更に分かりやすい立証等を心掛けていきたいと思います。

○法曹三者(沖野弁護士)

今日は貴重な御意見ありがとうございました。お話の中で、選任後すぐに審理をすることについての御負担、これはかなりの人数の方があるというふうなことを伺いましたので、今後、公判前整理手続で、裁判所、検察官と日程調整をするときの参考にさせていただこうと思っています。今日は貴重な御意見ありがとうございました。

○法曹三者(伊名波裁判官)

積極的に意見を述べていただきまして、ありがとうございました。本当に、いろんな考え方や御意見があるのだなというふうに思いました。裁判員裁判をよりよいものとするために、今日、皆さんから頂いた貴重な御意見、本当に、大変有益なものになると思います。今日はどうもありがとうございました。

(ここで10分間休憩を行った。)

○司法記者クラブ幹事社

最初の質問なんですが、さっきから大分お話としては出てるんですけれども、選任手続当日に始まるのと、公判が、別の日に始まるのと、どちらがいいですかという質問なんですが、別の日のほうがよろしいと言ってる方がすごく多いので、逆に、当日のほうがいいという方がおられるかどうかお伺いしたいんですが、おられますでしょうか。おられたら挙手していただきたいんですけど。

(裁判員経験者のうち、挙手したものはいなかった。)

○司法記者クラブ幹事社

皆さん当日じゃなくて別日のほうがいいという御認識でよろしいですか。分かりました。

○司法記者クラブ幹事社

次の質問なんですが、証拠調べで、検察側が調書を朗読するケースと、証人尋問 で直接証人に伺うケースとあるんですけれども、どちらのほうが理解はしやすかっ たでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

どちらもその場に応じてであるので、同じぐらいだと思います。

○裁判員経験者(2番)

私の場合,検察官の調書の朗読で全体像を把握することができるんじゃないかな というふうに思ってます。

○裁判員経験者(3番)

私も、ちょっと、どちらがとかはないです。

○裁判員経験者(4番)

検察側の調書を朗読するのがよいと、より理解することができたと思います。

○裁判員経験者(5番)

ちょっと、これはマスコミの影響かもしれんのですが、検察側が調書をとるとき、 どういう環境でとったかというのは若干疑問があります。だから、やはり証人尋問 で、やはり我々の目の前でそういったことを証人から実際に聞き出せるというのは 信頼できると思います。

○裁判員経験者(6番)

私も同じで、検察側の調書のほうがいいと思います。

○裁判員経験者(7番)

私の場合は、どちらでも、どちらも理解しやすかったです。差はありません。

○裁判員経験者(8番)

私も、どちらでもやはり理解できるのではないかと思います。

○司法記者クラブ幹事社

ありがとうございます。次の質問なんですが、裁判長がお二方ともいて、非常にお答えにくいかとは思うんですが、正直にお答えいただければ。評議の最中に、誘導されてるなというふうに感じられたことというのはあるんでしょうか。どうしても裁判官の方々が指揮をして、ぐじゃぐじゃになりそうなところをうまく真ん中の太いラインを示してくださるってところはあると思うんですが、時々、ちょっとやっぱり一定の方向に引っ張られてるなってお感じになったことはなくはないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

誘導されてるという感じじゃなくて、すごくよく分かるように教えていただいてるというか、私たちは経験がありませんので、前判例を引くとかいうことで、例え話をしていただいたりということで、誘導されてるという感じは全くしませんでした。

○裁判員経験者(2番)

私も同じです。

○裁判員経験者(3番)

誘導というか、ある程度の流れは既にできているのかなという感じはしました。

○司法記者クラブ幹事社

それがいい悪いという話ではないということですね。まあそれでいいということですね。

○裁判員経験者(3番)

いいとか悪いとか、よく分からなかったです。

○裁判員経験者(4番)

誘導という言葉とはちょっと感じが違うと思うんですけど、判例ということで、 やっぱり、裁判員は法律に対する素人で、どうしても判例でこういう判決が出たと いうのは、基本的にそれに頼らざるを得ないという面があったと思います。

○裁判員経験者(5番)

誘導というのは非常に言葉が悪いと。ある意味は、迷ってるときに、逆に言えば 指導していただくということのほうがいいんじゃないかと思うんですが、ただ、疑 問をちょっと感じたことは、判例で、今までの事件で、人を何人殺してこういう判 例が出たとかいうんですが、私の感じたことは、ケース・バイ・ケースで、事件で 中身は皆違うだろうと思うんですよね。ただ、具体的にまとめて書いたことで、こ の事件がこうだったというのは、非常に我々素人としては、ああ、そんなもんかと いうふうに感じるんじゃないかなと。私の場合は違ったんですがね、逆に言えばそ れとは違うと、私の担当はこういう事件だから、それなりにいろんな意見をやって 決めて、罪状に対しても自信持って、言わば裁判長があれしたんですが、判例とい うのは非常に疑問があるとは思います。

○裁判員経験者(6番)

誘導されてるというより、我々裁判員のほうが裁判官を誘導しとったような気の ことも多かったんじゃないかなとは思いましたけど、とにかく、弁論しやすかった し、討議しやすかった雰囲気をつくってくれたのはやっぱり裁判官だなと思います。

○裁判員経験者(7番)

裁判員という制度では,一般人の常識を反映するという意味で,量刑も裁判 員の方の意見に傾いていいんじゃないかなというふうに感じました。

○裁判員経験者(8番)

やはり誘導ではなく、いろいろな判例で説明を受けたように思いました。

○司法記者クラブ幹事社

ありがとうございます。次の質問なんですが、遺体の写真など、殺人でなければ、人が亡くなった事件でなければ違うとは思うんですが、そういう、ちょっと見るのがつらいような写真ですね、こういうものは、見られてない方は結構なんですが、精神的な負担になって、後々寝られなくなったりとか、そういうことはありませんでしたでしょうか。

○裁判員経験者(1番)

ほとんどありませんでした。

○裁判員経験者(2番)

私も特にそういうことはありません。

○裁判員経験者(4番)

特にありません。

○裁判員経験者(5番)

被害の痛々しさは感じましたが、それで負担になることはなかったです。

○裁判員経験者(6番)

最初,一瞬見たというときは若干嫌な気持ちはしたんですけども,精神的に寝られなかったとかいうことはありませんでした。

○司法記者クラブ幹事社

分かりました。7番さんはそういうものはございましたか。ないですか。8番さんもなかったですか。分かりました。ありがとうございます。次の質問なんですが、制度の見直しに向けて、気付きですとか改善点ですとか、お聞かせ願いたいと思います。1回しかやってないから分からないとか言われる方も結構おられるんですが、本当に小さな気付きでも結構ですので、今思えばあそこはというのがあればお願いしたいんですが。

○裁判員経験者(1番)

先ほども申し上げましたけれども、評議は裁判員として、分からなくてもいろんなことに勉強させていただいたんですけど、量刑に関しては裁判官の方にやっていただきたいというのが意見です。

○裁判員経験者(2番)

選任の結果ですけど、どういった方がその場でお集まりになるのかというのがかなり雰囲気として大きいんじゃないかなというふうに思うので、ランダムに抽出ということもあるんでしょうけども、どこかでそういうバランスも必要なんじゃないかなというふうに終わった後感じました。

○司法記者クラブ幹事社

すいません, 2番さんが言われるバランスというのは, 年齢とか職業とか, もっと言うと, 何でしょうか。

○裁判員経験者(2番)

いわゆる経験だろうと思います。ですから、年齢的に、やっぱりある程度、今日 はたまたま同じような、こちらの方は違いますけど、同じような世代の方がいらっ しゃいますけど、そういったところのバランスは必要なんじゃないかなというふう に思いました。

○裁判員経験者(3番)

私の事件は強制わいせつの事件だったんですけれど、裁判員は、6名のうち、私だけが女性で、補充裁判員の女性が1人入っていたんですけれど、本当に意見を言いにくいというのもありましたし、男性の意見で固まってしまったり、女性としての意見も述べにくいというのがあったので、女性と男性の割合と、あと、2番さんが言ってたのもそうなんですけど、年齢とかも均等にしていただけたらなと思いました。

○司法記者クラブ幹事社

3人と3人がいいということですか。

○裁判員経験者(3番)

できれば。

○裁判員経験者(4番)

制度の見直しなんですけれど、裁判員裁判は一審のみで、それ以降は裁判員裁判はないということで、今、私の経験した裁判が一応一審で判決が出たんですけど、それ以降どうなったか全く情報がないというんか、それをやっぱり、裁判員裁判に参加した人にも、この事件が控訴されてどういう判決になったか、そうした情報がやっぱり欲しいと思います。

○裁判員経験者(5番)

制度の見直しにつきましては、裁判員裁判の範囲を民事にも広げてほしいなと。というのは、非常に経験させていただいて、裁判についての関心が深まって、そのことで、周りの人たちのいろんな言動あたりについても、そういうことは言っちゃいけんよとか、注意もできるようになるし、何か被害に遭いそうなときにも防ぐことができるんじゃないかなという気がします。ですから、やはり広げてほしいなと思います。もう一つ、改善点というのは、先ほどもちょっと言ったんですが、無差別のくじのようなのは非常に失礼だろうと思うんですよね。本当、言うちゃあ悪いが、問題がよう分からんけえ、さいころを転がして何番じゃいうて丸するんと同じことでしょう。だから、やはり人の罪を決めるんであれば、やはり、何か選ぶ基準を作ってやるべきじゃないかなと。逆に言えば、私が被告人になったら、そんなええかげんな人はやってほしくないよということもあるんじゃないかなという気がいたします。

○司法記者クラブ幹事社

何か、5番さんの中で思われる基準ってありますか。

○裁判員経験者(5番)

いや、それは勝手な話なんで、よく分かんないんですが、やはり、いろんなことを経験された方が、先ほどもあったんですが、いいんじゃないかなと。というのは、 非常に、本当にうがった考えをなさる方がおられて、一緒にやるのが嫌になるなという経験をしておりますんで、特にそう思います。

○裁判員経験者(6番)

3番さんが言われたように、私が扱ったのも、やっぱり女性が1人で、あと5人が男だったという感じなんで、やっぱり女性の意見が私らとしてはちょっと物足りなかったなという気持ちが多かったんで、やっぱり、男、女、同数にしていただきたいなと思います。

○裁判員経験者(7番)

私の場合には、年齢のバランスも、それから男女の比率もほとんどバランスとれてたんで、あまり実害はなかったんですけど、3番の方の言ったように、男女はやっぱり同数ぐらいが望ましいんじゃないかと思います。

それから、小さい改善点ですけれども、補充裁判員というか、予備といいますか、 我々の場合、裁判員6人と補充の方が2人の合計8人だったんですけど、結局、正 規の裁判員、通しでずっと務めることができたんで、予備の方もずっとおったんで す。それで、かつ、補充の方は最後の評議で、量刑を決めるときに意見を反映して いただけないという、権利を奪われてるわけですね。そういう意味では、私は、そ んなこと、補充とか予備とかというよりも、全部裁判員にして、少々多めにやれば いいんじゃないかなという感想を持ちました。これはいい点、悪い点あるでしょう から、検討していただいて決めていただければいいと思います。

○裁判員経験者(8番)

私の場合も、7番の方と一緒で、バランスよく、女性3人、男性3人、補充裁判員の方も男性、女性1人ずつ、そして、量刑のときも、やはり補充の方にも私たちの裁判長は一応意見を聞いていかれてたように思うので、8人がすごくみんな意見を出し合えたと思います。

○司法記者クラブ幹事社

ありがとうございます。次の質問は少し専門的な話になるんですが、控訴審で裁判員裁判が破棄されるという場合があります。この場合に、高裁は自ら、自判といって、高裁の裁判官3人で判決をもう一回新しく決めて出す場合と、地裁に差し戻して、もう一回裁判員裁判をやり直せという話にするケースとあるんですが、後者の場合は別の裁判員がまた選任されることになるんですけれども、皆さんが担当された裁判員裁判が控訴審で破棄されたというふうに想定された場合に、どちらのほうが望ましいと考えておられますか。

○裁判員経験者(1番) よく分かりません。

○裁判員経験者(2番) 私も同じです。

○裁判員経験者(3番)

私は、裁判員裁判でもう一度やり直してほしいと思います。

○司法記者クラブ幹事社理由もできれば。

○裁判員経験者(3番)

裁判員裁判で、みんなで頑張って出した答えなのに、それを変えてしまったらど うなんだろうと思います。意味分かんないですよね。

○裁判員経験者(4番)

私も裁判員裁判でやるべきだと思います。最終的にはプロがやったほうがいいという判断もあるんでしょうけれど、最終的には、判決というのは国民一人一人が納得できるものでなきゃいけない、そのためには素人が参加することが必要じゃないかと思います。

○裁判員経験者(5番)

やり直しをされるときがよく分かんないんですが、我々が思ってるのは、出た資料で、事実で話をして決めろと言われてるんで、その範囲内でやったことにけちをつけられるのは腹が立ちますね、ある意味。だから、やり直しをするときは、同じ資料で、同じ証人でやるんかどうかというのが逆に言えば知りたいですね。だから、不足していることについて、疑問があることについての資料が増えるんであれば、やはり裁判員裁判でやるべきじゃないかなというふうに思います。

○裁判員経験者(6番)

私も5番さんの言うとおり、裁判員裁判でやるべきだと思います。

○裁判員経験者(7番)

私の意見は、3番、4番の方と同じです。理由も一緒です。

○裁判員経験者(8番)

ちょっとよく分からないです。

○司法記者クラブ幹事社

次で最後になるんですけれども、全国の裁判員裁判で死刑判決も結構出ています。 国民の方々が死刑の可否を判断するということに関しては抵抗があるのではないで しょうかということなんですけれども、1番さんはそもそも量刑そのものというこ となんでということになりますか。2番さんからお願いします。

○裁判員経験者(2番)

抵抗はありますが、可否の判断をしなくてはいけないだろうとは思っています。

○裁判員経験者(3番)

私もちょっと、死刑判決、悪いことをした人なんですけど、でも、人の命に関わることを私たちの知識がほとんどない人たちが決めるというのにはすごく抵抗があって、私は死刑が出るような裁判ではなかったんですけれど、4日間の裁判の中でも一番嫌だったのが、判決を下すときが一番嫌だったので、やっぱり死刑が出そうな裁判はやりたくないと思います。

○裁判員経験者(4番)

法律に死刑という条文がある限りにおいては,一応,死刑の判決が出てもおかし くないと思っています。

○裁判員経験者(5番)

私の担当した事件は、本人が犯行をある程度認めておりまして、やってないというのをやったんだろうという判決をするのとはちょっと違ってて、割と精神的には楽だったんですが、やはり、今、話があったように、死刑という刑がある限りは、多分、裁判員の方々が心配されるのは、やっぱり、基準が何か欲しいんじゃないかなと。だから、判例というのは一つの基準のような形で出されて、話がぽっぽっぽ

っと前へ行くんですが、私はその判例自体が、事件が違うのに、それを基準にするのはおかしいと思いますんで、何か司法のほうで、死刑に値するのはこういうようなことがあるんだということが裁判員に納得できるような何か基準があればいいんではないかなと。国民が決めることがどうこう言われて、裁判官の方は、それじゃあ国民じゃないんかと。仕事だからやるんかということで、僕はやはり、裁判官の方でも、死刑を出されるのは大変なことだと思うんで、裁判員が出すんもやむを得んのじゃないかなと思います。

○裁判員経験者(6番)

特にまた、私は裁判員になってから、こういう判決に関してはものすごく微妙になったんですけども、やっぱり、死刑にするか、無期懲役にするかという感じに多分分かれると思うんですけど、ただ、被害者の気持ちを考えてるとき、そういう事件を扱ったときに、やっぱり、私だったら、死刑になったら死刑という方向に私は持っていくと思います。

○裁判員経験者(7番)

私の関わった事件では、別に死刑というほどのものではなかったんですけれども、現実に死刑の可否を判断するということになった場合でも、特に抵抗はないと思います。理由は、5番の方もおっしゃったように、裁判官の方々は必ずそれはせにやいけない事態があるわけですから、我々裁判員もしなきゃいけないというふうに考えてます。

○裁判員経験者(8番)

やはり死刑判決には抵抗があります。

○司法記者クラブ幹事社ありがとうございました。